

かどうか、家の少なくとも一部屋を暖める器材があるのかどうか、勉強や宿題をするのにふさわしい場所があるのかどうか、お金が掛かるため学校の遠足や行事に参加できるのかどうかというのは、まさに彼ら、彼女たちの日々の暮らしを取り巻く具体的な指標になり得るような現実的側面にスポットを当てているなど私自身思うところがござりますので、より彼らの動向ということを正確に分かつて施策に反映できるよう、その指標をこれからしっかりと作っていけるように、ソーシャルワーカーあるいは学校の現場の方々、社会福祉の方々、厚生労働省ともしっかりと相談をしながら、ディペンダブルな指標を出すということをまず当面の目標にして、そして、それでしっかりと現実を捕捉していくことに注力をしたいと考えております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

大臣はお子さんがいらっしゃって、多分身近に見ていてよく分かると思うのですが、私もやつぱり周辺を見ていまして、義務教育であっても本当にお金掛かるんですね、ほかのお金が。例えて言えば、本当に先ほどおっしゃったように、修学旅行のお金ですか、例えて言えば、まあ活動、うちの北海道辺りですと、スキーの授業がありますと言えばスキーを買わなきやならないですか、子供の成長に合わせて非常にお金が掛かっていく。

ところが、その調査をしない限り、見えない部分なんですね。その子供たちがお金がなくて修学旅行へ行けないのかどうかということも、やはり子供の貧困の実態をつかむということで私は必要なんだろうと思ってます。相当、やはり調べることについては分析にも大変な労力が掛かると思いませんけれども、実態をしっかりとつかんで、それに適応する施策をということであれば、やはりそこが必要なのかなと思っております。是非よろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、子ども・子育て新支援制度についてお伺いしたいと思います。

子ども・子育て支援の充実として、消費税引上げ相当額で実施すると確認されておりました質の改善のため、二〇一五年度予算では五千億円超を計上しております。この二〇一五年度における質の改善項目として、三歳児の職員配置基準、これが二十対一から十五対一へと改善した場合に、三歳児配置の改善加算が付くということになっております。

配置基準の改善につきましては、保育士の待遇改善ですか、離職防止、人材確保、保育の質の向上に直結するということで、これはもう民間、公

かりと予算の措置がされているんだということを十分に伝えていく必要が、これは子供の安心、安全の面からも必要なのではないかと思うのですが、これについてどういうような形で考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（木下賢志君） お答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、新制度におきましては、保育士の配置基準につきまして、民間保育所に適用される公定価格の中で三歳児の配置基準を二十対一から十五対一とした場合に保育士の人事費等の費用を加算するということとしております。この改善につきましてでございますが、全額が地方負担により運営される公立保育所においても同様に行うこととしております。そのためには必要となる費用につきましても、二十七年度の予算案に社会保障の充実分という形で盛り込んでいきます。

なお、各市町村に対しまして総務省におきましては適切に地方財政措置を講じる方針であると承知しております、この方針については地方自治体に対しても周知をしているところでございます。

ところなんかはなかなか基準の見直しに適応していないよう思われるんですね、考え方として。その意味では、所管省庁である厚生労働省、それから文科省にもなるんでしょうか、公立の施設における量の拡充及び質の改善のため、これもしっかりと予算の措置がされているんだということを

また、こういった配置基準の改善のためには保育士の確保が極めて大事だと思っております。厚生労働省におきましては、保育士確保を強力に進めるために本年一月に保育士の確保プランを作成しております。様々な支援策を講じながら保育士の確保も併せて進めたいと考えてございます。

○相原久美子君 ありがとうございます。

所管の省庁として是非、有資格者は相当数いるんですね。ただ、なぜ本当に実際に保育士の不足が起きているのかという点は、多々理由はあろうと思いますけれども、その一つに、大きなものでいうと、やはり待遇の問題なんですね。ですから、しっかりと今回の方針を伝えていただいて、少しでも保育士の皆さんのが安心して働けて、そして、なおかつ有資格者の皆さんのがその職場にしっかりと入り込んでいけるような、そういう取組として進めていただければと思います。

同じく、二〇一五年度における質の改善の項目として、民間保育所の保育士の3%給与改善加算が実施されます。さらに、民間保育所の公定価格について、今お話をありました様々な施策の一つとして、いわゆる国家公務員の給与の改定で反映される部分2%の改善がなされるとということでございます。厚生労働省は、先ほどおっしゃいましたように、この三月、保育士就職促進対策集中月間という月間を設けて、そして保育士さんたちの処

遇の改善をうたつて、そしてチラシにも明確に記載しているようです。

しかし一方では、この給与の加算、待遇の改善というのは、実施は事業者になるわけですけれども、ここが確実に担保されるのかどうか、ということが不安なのですが、それについてはいかがなんでしょうか。

○政府参考人（木下賢志君） ただいま委員御紹介いただきましたように、今回の消費税財源を活用して公定価格上3%相当の待遇改善ということを行なうこととしております。その具体的な対応としては、やっぱり職員の勤務年数ですとかあるいは経験年数等に応じた人件費の加算という形で待遇改善等加算を設けることとしております。

また、今おっしゃいましたように、平成二十六年度の国家公務員給与改定に対応して人件費2%相当の改善措置も併せて行っておりまして、これも四月からの公定価格に反映させることとしております。具体的に、やはりこの取組によって賃金の改善が確実に行われるということが本当に大事なことです。

そういう意味で、待遇改善等加算の運用に当たりましては、毎年各保育所におきまして賃金改善の実施計画を策定していただきたい上で、実際に賃金を改善し、その実績を報告することを加算の要件としているところでございまして、こういった

賃金の改善が円滑に実施されますように、我々としてはしっかりと監視していきたいと思つております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

是非、本当に現場の皆さんの待遇が改善されていくという方向へ進めていくようにお願いしたいと思います。

ここで、最後にお伺いしたいのですが、公立保育園のところでいいますと、地方消費税の引上げ分の使途については、これは公立保育所の保育士の給与の上乗せにも使途が認められているというふうに認識しているのですが、それで間違いないのでしょうか。

また、もしそれが認められているということであるなら、実は公立保育所の今もう五割を超える保育士さんが臨時とか非常勤と言われる非正規が担つてているという現状にあるわけですが、当然この引上げ分の使途はこれらの職員にも充当可能と考えてよいのでしようか。

○大臣政務官（あかま二郎君） お答えをいたします。

今回の国、地方の消費税率の引上げに伴う引上げ分の地方消費税収については、地方税法において、「消費税法第一条第二項に規定する経費その他の社会保障施策に要する経費に充てるものとする」というふうにされております。この社会保

障施策については、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいうというふうにされております。

御指摘の公立保育所の保育士の給与改善費や非常勤保育士の給与については、国、地方の役割分担に応じた消費税の配分を協議した国と地方の協議の場において社会保障四分野の給付として整理されたものでございます。これらについては、社会保障施策に要する経費に当たるものとして引上げ分の地方消費税収を充てることができるものと いうふうに思っております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

地方自治体におかれましても、今日のやり取り聞かれている自治体についてはしっかりとそれを捉まえていただければなと思います。

自治体のいわゆる保育施設、これが老朽化しているという話をあちらこちらでよく聞きます。独自財源の確保が難しいとか、いろいろと自治体自体が理由として挙げている部分もあるのですけれども、まして地方分権の時代ですから、私も、自治体に対して国がどうせいこうせいという話にはならないのだと思うんですけども、子供の保育の環境をしっかりと確保するという観点からも、やはり災害も多くなってきておりますので、老朽化の施設についてはしっかりと改修、建て替えをしていくということがやはり必要なんだろうと思

つております。

その意味で、国としては、地方公共団体が持っている保育園等々の施設に対する予算の措置というものはあるのかどうか、それが実際にしっかりと周知されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○大臣政務官（あかも二郎君） お答えいたしま

す。

先生御指摘の公立保育所の改修、建て替えについてしっかりとフォローができているかというところでございますが、先生当初御指摘のとおり、公立保育所に係る施設整備費について、三位一体の改革による税源移譲に併せて国庫補助金が一般財源化され、現在は全額が地方負担となつておりますが、一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象となつております。国庫補助金の一般財源化による影響が生じないよう適切に地方財政措置を講じているところでございます。

また、このほかにも、市町村の判断により、一定の要件の下で、平成二十七年度から新たに創設する集約化、複合化、転用に係る地方債、また過疎地域においては過疎対策事業債の活用が可能と いうふうになる形でございます。

さらに、地域防災計画上、公立保育所の耐震改修、これを進める必要があるとされた事業については、緊急防災・減災事業債、充当率一〇〇%、

交付税措置七〇%の対象としておるとこでござります。

市町村が行う公立保育所の建て替えや耐震改修等について、財政運営に支障が生じないよう、総務省としても引き続き適切に地方財政措置を講じてまいりたいというふうに思つております。

なお、先生の方から周知ということでございま

すが、説明会等々で周知をしているところでござります。引き続き努力をしてまいりたい、そう思つております。

○相原久美子君 ありがとうございます。

国はやっぱりしっかりと措置をしているのだと。これを受け止める自治体の問題になつてしまふのですが、我々もしっかりと自治体側には知らせていただきたいと思いますけれども、やはり子供、これをしっかりと支えていくのだという国の方針、これが地方に隅々にまで行き渡るようにそれぞれの担当のところでの御努力をお願いしたいと思っております。

次に、障害者施策についてお伺いしたいと思ひます。

二〇一四年一月に我が国は障害者権利条約を批准し、二月に発効いたしました。条約上の義務から、発効後二年以内に最初の政府報告書を国連の障害者権利委員会に提出することとなつております。